L ＝ {384.62 × （x － w）×（1 ／ 10）－ 0.31} ＋（16.72 × x － 4.46）

（x － w）×（1 ／ 10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、{384.62 ×（x － w）×（1 ／ 10）－ 0.31} に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。（16.72 × x － 4.46）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。

算式Ⅵの符号

w　国勢調査によつて公表された平成 22 年 10 月 1 日現在における 65 歳以上の就業者数を同年の 65 歳以上の人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

x　国勢調査によつて公表された令和２年 10 月 1 日現在における 65 歳以上の就業者数を同年の 65 歳以上の人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅶ

M ＝ 84.75 ×｛（z － y）／ y｝×（1 ／ 9）＋γ

｛（z － y）／ y｝×（1 ／ 9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅶの符号

y　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成 24 年２月１日現在における民営従業者数

z　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における民営従業者数

γ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 0.67 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 1.32 とし、町村にあつては 1.75 とする。

N　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）